

確認申請及び審査に関するQ&A

法：建築基準法、令：建築基準法施行令

Q1 確認申請がスムーズに行く方法を教えてください。

A1 書類の補正が多いケース、事前の調査・調整等が不十分な場合、確認済証発行までに時間が掛かっているようです。事前のチェック等を行い、不明な場合は事前相談等をご利用ください。

Q2 道路の確認は、センターでできますか。

A2 道路（法42条）だけでなくその申請に関する調査等は、関係特定行政庁等となります。（法77条の32、33他）その調査内容により、確認審査の長期化等まねく恐れがありますので十分な調整を行ってください。

Q3 一戸建ての住宅でも排煙の検討が必要なのでしょうか。

A3 用途にかかわらず令116条の2（窓その他の開口部を有しない居室等）第1項第2号の検討は必要となります。また、令126条の2（排煙設備の設置）第1項第五号、告示 平12建告第1436号第四号イにより除外規定があります。
階数が2以下で、延べ面積が200㎡以下の住宅等の居室で、当該居室の1/20以上の換気上有効な窓等がある場合。
住宅等：住宅、長屋、兼用住宅等
合わせて、ご検討ください。

Q4 一戸建ての住宅でも竪穴区画の検討が必要なのでしょうか。

A4 令112条第9項（竪穴区画）は用途に限らず、一定の要件を満たす場合にその検討が必要となります。

- ・ 主要構造部を準耐火構造以上のもの。
- ・ 延べ面積が200㎡超えとなる場合。

※ 別紙資料をご覧ください。

Q5 平均地盤面の算定について教えてください。

A5 平均地盤面の算定で必要となるものは以下となります。

- 高さの算定上必要となるもの。（法第56条）
- 地階の判定上に使用するもの。（令第1条第二号）
- 日影規制の算定に使用するもの。（法第56条の2）

※ それぞれに別紙資料をご覧ください。

Q6 北側道路の場合の北側天空率の算定について

A6 事前のご相談をお願いしています。

Q7 EVシャフトの容積率緩和は、全ての建築物に適用可能でしょうか。また、荷物用とかも適用可能でしょうか。

A7 エレベーターの昇降路部分を容積率緩和の対象としています。（法第52条第6項、令第135条の16）

エスカレーター、小荷物専用昇降機、工場などの搬送用、機械式駐車場等は対象外となります。

Q8 浄化槽の人槽算定の際の、車庫面積の扱いについて教えてください。

A8 車庫に便所がない等、当該建築物を使用する人のみによって使用されることが明確な場合は、車庫部分の処理対象人員は「0人」となります。

Q9 既存不適格の建築物への増築の場合、構造上の扱いについて、教えてください。

A9 既存不適格の建築物の増築の形態、規模等によりそれぞれ扱いが異なる場合があります。

不明な場合は事前相談等をご利用ください。（法第86条の7第1項、令第137条の2）

Q10 用途変更の確認申請の受付は可能ですか。

A10 可能です。

尚、完了に際しては建築主事への届出となります。